

別表十二(十一)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

⑥ 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表十二(十一) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

当期積立額		1	円	翌期	中部国際空港整備準備金の金額	11	円
内訳	(1)のうち損金経理による積立額	2		繰越金	均等益金算入額の計算 基準事業年度の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12	
	(1)のうち剰余金の処分による積立額	3			均等益金算入額 (12) × —	13	
	空基港用地積立額の取得価額算	4			同上以外の場合による益金算入額	14	
積立限度額	空基港用地積立額の取得価額算	5		算入の額	計 (13) + (14)	15	
	空基港用地積立額の取得価額算	6			当期積立額のうち損金算入額 (10)	16	
額の計算	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9		貸借対照表の金額との差額の明細	期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
	所得基準額の計算	7			貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
	所得又は連結所得の金額 (別表四「41の①」又は(別表四の二「48の①」+「49の①」+「50の①」+「51の①」)	8			差引 (18) - (17)	19	
	所得基準額 (7) × $\frac{2}{3}$	8			貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - ((18) - 前期の(18)))	20	
積立限度額の計算	積立限度額 (5)、(6)と(8)のうち少ない金額	9		当期の差額の明細	積立限度超過額 (1) - (9)	21	
	当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額	10			当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22	
当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額		10		前期以前分	前期末における差額 (前期の(19))	23	

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の57の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10464」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額